

企業会計基準公開草案第 55 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準（案）」

企業会計基準第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」（最終改正平成 22 年 6 月 30 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>企業会計基準第 2 号 「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」</p> <p style="text-align: center;">平成 14 年 9 月 25 日 改正平成 18 年 1 月 31 日 改正平成 22 年 6 月 30 日 <u>最終改正平成 XX 年 XX 月 XX 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準第 2 号 「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」</p> <p style="text-align: center;">平成 14 年 9 月 25 日 改正平成 18 年 1 月 31 日 <u>最終改正平成 22 年 6 月 30 日</u> 企業会計基準委員会</p>
<p>目的</p> <p>1. 本会計基準は、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定方法を定めることを目的とする。<u>なお、連結財務諸表上、「当期純利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」、「1 株当たり当期純利益」は「1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益」、「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益」は「潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益」として、それぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>目的</p> <p>1. 本会計基準は、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定方法を定めることを目的とする。</p>
<p>適用時期等</p> <p>34-4. <u>平成 XX 年に改正された本会計基準（以下「平成 XX 年改正会計基準」という。）は、平成 XX 年に改正された企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「平成 XX 年連結会計基準」という。）の表示に係る事項が適用された連結会計年度から適用する。</u></p>	<p>適用時期等</p> <p>（新 設）</p>

公開草案	現行
<p>結論の背景</p> <p>38-2. <u>平成 XX 年改正会計基準は、平成 XX 年連結会計基準において少数株主持分を非支配株主持分に変更し、従来の当期純利益は親会社株主に帰属する当期純利益とされたことに伴い、所要の改正を行ったものである（第 1 項参照）。</u></p>	<p>結論の背景</p> <p>(新 設)</p>
<p>平成 XX 年改正会計基準の公表による他の会計基準等についての修正</p> <p>63. 平成 XX 年改正会計基準により、当委員会が公表した会計基準等については、(1)及び(2)の修正を行う（下線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。</p> <p>(1) 企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」</p> <p>第 1 項</p> <p>本適用指針は、企業会計基準第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」（以下「会計基準」という。）の実務上の指針を定めるものである。また、本適用指針は、会計基準で取り扱わなかった配当優先株式以外の種類株式の取扱い及び企業会計原則で取り扱われている 1 株当たり純資産額の算定方法についても定めている。なお、<u>連結財務諸表上、「当期純利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」、「1 株当たり当期純利益」は「1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益」、「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益」は「潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益」として、それぞれ読み替えるものとする。</u></p> <p>第 35 項</p> <p>第 34 項にいう普通株式に係る期末の純資産額は、貸借対照表の純資産の部の合計額から以下の金額を控除して算定する[設例 11]。</p>	<p>(新 設（改正部分の下線は省略）)</p>

公開草案	現行
<p>(1) 新株式申込証拠金 (2) 自己株式申込証拠金 (3) 普通株式よりも配当請求権又は残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額（当該優先的な株式に係る資本金及び資本剰余金の合計額） (4) 当該会計期間に係る剰余金の配当であって普通株主に関連しない金額 (5) 新株予約権 (6) <u>非支配少数株主持分</u>（連結財務諸表の場合）</p> <p>第 58 項</p> <p>1 株当たり純資産額の算定及び開示の目的は、普通株主に関する企業の財政状態を示すことにあると考えられるため、普通株主に関連しない金額は、1 株当たり純資産額の算定上、期末の純資産額には含めないことが適当である。</p> <p>このため、1 株当たり純資産額の算定における普通株式に係る期末の純資産額は、純資産会計基準が公表されたことに伴い、貸借対照表の純資産の部の合計額を基礎とすることとなるが、改正適用指針では、これまでと同様に、普通株主に関連しない新株予約権及び<u>非支配少数株主持分</u>の金額を控除して算定することとした。</p> <p>設例 11 普通株式に係る 1 株当たり純資産額の算定 「少数株主持分」を「非支配株主持分」へ名称の修正を行う。</p> <p>(2) 実務対応報告第 9 号「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」 目 的 1 株当たり当期純利益、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額の算定及び開示については、企業会計基準委員会から企業会計基準第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」（以下「会計基準」とい</p>	

公開草案	現行
<p>う。)及び企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(以下「適用指針」という。)が公表されている。本実務対応報告は、会計基準及び適用指針に関連する事項について、質問の多い点を中心に、実務上の取扱いを明らかにするために公表するものである。<u>なお、連結財務諸表上、「当期純利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」、「1株当たり当期純利益」は「1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益」、「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は「潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益」として、それぞれ読み替えるものとする。</u> (以下 略)</p>	

以 上